

あきる野市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開催日 平成28年6月30日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時35分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 議案第11号 あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について
- 日程第2 議案第12号 給食納付金の改定に係る諮問について
- 日程第3 議案第13号 あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 報告事項(1) あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正について
- 日程第5 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 私 市 豊 |
| 教育長職務代理者 | 山 城 清 邦 |
| 委 員 | 田 野 倉 美 保 |
| 委 員 | 丹 治 充 |
| 委 員 | 宮 田 正 彦 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 小 林 賢 司 |
| 指 導 担 当 部 長 | 肝 付 俊 朗 |
| 生涯学習担当部長 | 関 谷 学 |
| 教育総務課長 | 宮 田 健 一 郎 |
| 教育施設担当課長 | 清 水 保 治 |
| 学校給食課長 | 宮 崎 勝 央 |
| 指 導 担 当 課 長 | 間 嶋 健 |
| 生涯学習スポーツ課長 | 細 谷 英 広 |

スポーツ・公民館担当課長 吉 岡 賢
図 書 館 長 松 島 満
指 導 主 事 櫻 井 欣 也

9 事務局欠席者 指 導 主 事 梶 井 ひ と み

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、定刻になりましたので、6月定例会を始めさせていただきます。午前中は中央図書館、五日市給食センター、そして戸倉しろやまテラス研修センター、視察をしてまいりました。大変お疲れさまでございました。これからも特にしろやまテラス、本当にいい施設だなと思っていますので、いろいろな方にご利用していただければと思います。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会6月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

なお、事務局は梶井指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、山城委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1 議案第11号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱についてを上程します。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。傍聴人は退席をお願いいたします。

＝非公開＝

教育長（私市 豊君）

日程第1 議案第11号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第12号給食納付金の改定に係る諮問についてを上程します。

傍聴人の入室を許可します。

それでは、説明を教育部長をお願いいたします。

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案第12号給食納付金の改定に係る諮問について。上記の議案を提出する。平成28年6月30日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

提案理由でございますが、給食納付金の改定について、下記のとおりあきる野市学校給食センター運営協議会に諮問するため、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、委員会の承認を求めます。

1、小学校、月額4,050円(1年生4月分のみ2,450円)を次のとおりとする。
小学校、低学年(1・2年生)、月額4,000円(1年生4月分のみ2,400円)。
中学年(3・4年生)、月額4,250円。
高学年(5・6年生)、月額4,500円。

2、中学校、月額4,600円を月額4,800円とする。
改定日、平成29年4月1日とする。

以上でございますが、詳細につきましては学校給食課長が説明しますので、よろしくお願いたします。

教育長(私市 豊君)

学校給食課長。

学校給食課長(宮崎勝央君)

ただいまの議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

お手元にあります給食納付金(給食費)の改定について(案)という資料をごらんいただきたいと思っております。それでは、ご説明させていただきます。

まず、経緯といたしましては、学校給食センターでは学校給食法等に基づき、適切な栄養摂取による健康の保持増進など、成長期の児童生徒の心身の健全な発達に資するため、献立づくり、食材の厳選・入札、調理方法等、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めております。

一方、給食費につきましては平成22年度に給食回数の増加及び牛乳の値上げにより改定いたしました。以降は消費税8%への引き上げなど厳しい状況の中、献立の変更や高い食材の使用を控えるなどの工夫により給食費の額を据え置いてきました。

しかし、ここ数年の学校給食食材及び牛乳価格の上昇により、現在の給食費の額では学校給食の質を維持することが困難な状況となることが想定されるため、平成29年4月からの給食費の額を改定することについて検討するものでございます。

続きまして、次に1番にあります給食食材の1食単価の比較といたしましては、学校給食食材を代表的なメニュー1食当たりの増減額を算出し、表にしたものでございます。メニューを個々に見ますと、増減額にはばらつきがありますが、平均単価で比較したアンダーラインが引いてございます2,83円分が増加額と示しております。

なお、中学校の平均単価増加分ということにつきましては、小学校の1.26倍の3,56円とします。これにつきましては、下の米印にありますとおり、小学校の中学年を1としまして、学校給食の実施基準を勘案した数値でございます。

続きまして、2ページをごらんください。牛乳の保護者負担額の比較でございます。先ほどの食材費の比較と同様に、平成22年度と今年度を比較しますと、5,86円増加しております。先ほど算出した食材費と、この牛乳の増加分を合わせたものが3の1食当たりの増加分となります。これを現在の1食単価に加え、月額を計算いたしますと、4の(2)にございますとおり、小学校4,250円、中学校4,800円となります。

さらに、次の3ページになりますが、小学校の給食費を一律から3段階にした場合の低学年、中学年、高学年の給食費を算出したものでございます。学校給食実施基準を弾力的に運用した数値、先ほど申し上げましたけれども、小学校の中学年を1として低学年を0、

9、高学年は1.1をもとに、給食の量を低、中、高学年の3段階にしていることから、給食費の額も同様にするものでございます。

6番に示しております改定月額では、低、中、高学年にそれぞれの数値を掛け、保護者負担を勘案いたしまして、低学年から高学年までの差額を均等にしましたものでございます。この月額に十一月を掛け年額を算出し、これを年間の給食数で割ったものが1食単価ということになります。

最後の4ページになりますが、小学校、中学校の改定給食費をまとめたものでございます。それぞれの給食費の月額は、低学年では50円の減額、中学年は200円、高学年は450円、中学校では200円の増額となります。なお、年間の給食実施回数には変更ありませんが、小学校1年生の4月分につきましては、現行の2,450円から2,400円になります。

以上で給食納付金の改定(案)についての説明を終わります。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質問がありますでしょうか。

委員(丹治 充君)

じゃ、よろしいでしょうか。

教育長(私市 豊君)

丹治委員。

委員(丹治 充君)

今、学校給食の運営について話がありましたが、戦後の非常に栄養バランスがとれない時代から、今では学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることが教育的に期待されております。現在はかなり給食の内容も充実しており、給食を楽しみにする子供たちがいる反面、給食を残す子供たちもいるかと思えます。さらに、朝食を抜いてくる児童・生徒がいる中で、やはり給食は大変大事な昼食となっておりますが給食を残してしまう子供もおります。そうした残菜といいますか、その残菜は1カ月間のトータルでは、どのぐらいの残菜があり、これを例えば金額に換算したときに、どのぐらいの経費分が無駄になっているのでしょうか。給食の有効な経費とする上でも、残菜の量が少なく、残らないような献立の工夫をされていると思いますが、一方、美味しく残らないようなメニューにより無駄な経費を使わなくて済むというような考えも成り立つと思えます。そこで、今お話ししたような内容について、わかれば教えていただきたいという点が1点。

それから2点目は、現在の給食費は食材費のみの負担ということですから、諸物価の値上がりによって当然のことながら食材の値上がりも考えていかなければならないと思えます。そして、本市は現在の食材費だけでこれだけの額がかかっているわけですが、例えば給食をつくるための労働コストも含めた一般通念として、その給食1食当たり大体どのぐらいの経費がかかるのか、それらに対して食材費のみの現在の給食費としての差額はどの

くらいの額になるものなのでしょうか。

その2点、わかりましたら、お聞かせいただければと思います。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

お答えいたします。

2つご質問があったかと思います。順番が逆になってしまいますけれども、最後の人件費につきましては、申しわけございません、手元に資料がございませんので、お答えできません。

最初のご質問につきましては、まずは残食ですが、残食につきましては、毎日計量しているのですけれども、それを積み上げた毎月の推移でございます。大体12%から13%、一番多くて14%ぐらいを推移しております。年の平均につきましては、大体13%程度ということで、昨年度の数値、残菜率では13.3%となっております。量につきましては4万6,699キログラムということになっておりますけれども、これが幾らの、金額どのくらいになるのかというご質問ですけれども、単純にこのパーセンテージを金額に掛けるとしたら、算出が難しいのではないかと思います。

それから、この残食率、残食を減らす工夫というところですが、常にメニュー、献立を作成する際には、この残食がどんなメニューで多いのか、そういったものを確認はしております。しかしながら、そのときの子供たちの体調であるとか天候であるとか、そういったことにも左右され、それから残食が多い傾向にある食材というのが海藻類、豆類、そういったものでございます。これにつきましてはご家庭で食べなれていないのか、ちょっとそのあたりは特定できませんけれども、大体そういった材料、食材を使っているときには残菜は多い傾向がございます。

また、この残食を少なくする考えといたしまして、子供たちの好きなメニューを組めば減るということは、恐らくそれは正しいことではありますけれども、しかしながら子供たちの栄養価を考えたときに、それでは偏ったものになってしまうと、それから今和食中心のメニューということで、御飯の回数を週3回から4回に増やしまして、地場産の野菜も取り入れるようにして子供たちに提供し、それを食育の推進ということで取り組んでいることから、なかなか子供たちの好みだけということは年間を通じては難しいと考えております。ちなみに昨年1週間ですか、初の試みで子供たちの好きなメニューということで、それを1週間続けたところ、やはり残食が減ったという結果は出ております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。実は、その残菜もやはり10%、12%から14%という数字を見ますと、やはり10%を、これ金額に直したときに、単純に考えた場合には、例えば4,000円であれば400円という数字になるわけですが、机上では。これがやはり年間通しますと、長期休業が約二ヶ月分ありますので、少なく見積もって10倍としても、

やっぱり相当な金額になるだろうと思うのです。おそらく食材等について大変な工夫をされておられると思いますけれども、さらに努力をされることによって、よい食材を使いながら残食を減らすことができるのではないかと思います。それが1つ。

それと、もう一点は先ほどの例えば食材費だけの計算はわかりました、これは金額が出ていますから。ただ、一般的に家庭では、給食費というものが一体どのぐらいの金額がかかるものなのかを理解することによって、今回の給食費の一部値上げ等について、十分にご納得いただけるのではないかと思います。ですから、その辺の試算も是非、給食センターのほうとしてお持ちになられたほうがよろしいかと思いましたが意見として述べさせていただきました。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

今のご質問なのですが、大体食材費については年間3億何千万というようなことで、それプラス施設の重油だとか、いろんな燃料費等もそのぐらいはかかっていますんで、細かくは言えないのですが、最低倍ぐらいはかかっているのかなと思いますので、積算をして運営協議会のときに手持ち資料でお持ちしたいと思っています。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

結構です。

教育長（私市 豊君）

ほかにご質問等ありましたら、お願いをいたします。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

この単価をどうはじき出すかというのは、本当にいろんなやり方があるのではないかと思いますし、本当に工夫されているなということがよくわかるのですが、例えば年間180回というのは、これ教育日数マイナス年度初めだとか、給食の出ない回数を引いて残ったのが実施回数なのでしょうけれども、これは例えば細かい話で、うちの子は2日休みだから返せといったこともあるような気がします。その辺の実情はどうなのでしょう。実際のかかっている費用から考えれば今お話がありましたとおり、実際より相当安い単価で提供されていると思うのですが、いろんな方がいらっしゃるので、その辺でご苦労されているのかと思いますので、もしありましたらお聞かせください。

それから、改定月額で低学年は3,825円を大体ほぼイコールで4,000円に上げて、中学年はそのまま、高学年は4,675円を4,500円に端数処理をしていますけれども、例えばこれ今振り込みと引き落としがほとんどでしょうから、端数調整しなくてもいいんじゃないかなって思うのですが、この現金でやりとりする場合はこれ面倒くさいから切り上げたりするほうが楽なのでしょうけれども、引き落としですから、そのままのほうがいいのかと思うのですが、この切り下げたり切り上げたりすることの理論づけというのは、どうされているのかなというのをちょっとお聞かせください。

それともう一つ、牛乳ですけど、これ牛乳の仕入れ先は、ほかの食材は市内の肉屋さんとか野菜だとか地元の農協だとか、いろいろあると思うのですが、牛乳はどこから仕入れているのでしょうか。

以上です。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

お答えいたします。

まず初めに、欠席された方の給食費というご質問でよろしいでしょうか。欠席につきましては、給食をとめると申し出があった日から6日目に給食をとめるということになっております。それというのは、食材の発注の関係がございますので、急な変更はできないということとなっております。

それから、改定月額の場合についての端数の関係でございます。これにつきましては、委員がおっしゃるとおり、現在給食納付金の納付方法は、口座振替が約84%ご利用いただいております。本来であれば端数云々ということは、この8割を超えている利用者がいるということで、ここはおっしゃるとおり残してもいいのではないかというお話もございますけれども、実はこの口座振替を8割強利用してはいますが、何分、金融機関があきる野市内の金融機関、指定は問わないんですが、金融機関に限定されているということがございまして、そこにふだん口座をお持ちでない方が、給食費のために作成することがやはり多く見受けられます。そうしますと、給食納付金が自動振替をかけたときに預金残高不足ということで落ちないケースがかなりあるという事情がございます。また、月額は端数を残しますと、やはり現金でのやりとりの場合、つり銭の用意とかということが生じてくるということもあります。それと先ほど少し説明させていただきました保護者負担の均衡を図るということで、月額の差額を同じ金額にさせていただいたということでございます。

牛乳につきましては、公益財団法人の東京都学校給食会から購入しております。これは一括で契約していただいているところで、単価につきましてもかなり低額、安価な額に抑えられていると考えます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（山城清邦君）

学校給食会というのは、これどういう組織のことですか。ついでにお聞きするんですけど、ご存じの方がおられれば。

教育部長（小林賢司君）

これは財団法人となっております、そこから牛乳をとることによって、交付金がいただけるのです。何銭という額なのですが、1本につき何銭という、それをいただくためにそこを通していると。あとお米なども学校給食会というところで、おそらく26市中ほとんどがそこを利用しているようなところだと認識しております。

教育長職務代理人（山城清邦君）

これは全国組織ですか。

教育部長（小林賢司君）

そうです。東京都は東京都学校給食会とありまして、それぞれの都道府県にあるということでございます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

実際文科省の外郭団体みたいなものなのですか。

教育部長（小林賢司君）

多分それに近いもので、私も給食センター課長のときに、たまたまセンターの会がありまして、その会長市だったもので、理事として参加していましたが。そこには東京都の総務部長がやはり理事としてといった組織がありました。今も26市、何町村の中で2人の課長さんが理事で選出されていると思います。

教育長職務代理人（山城清邦君）

お米と牛乳以外はどうですか。

教育部長（小林賢司君）

あとほかの、うちは多分市内の業者とかとっているのですが、お米だとかパンだとか、パンも標準パンとって、コッペパンとかというのはイチマツではなくて、そこでとったこともあります。

教育長職務代理人（山城清邦君）

じゃ、かなり大きな組織なのですね。

教育部長（小林賢司君）

そうです。

教育長職務代理人（山城清邦君）

そうですか。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

細かい話になってしまうのですが、牛乳の単価が大分安くなっているというお話なのですが、給食費の中に占める割合としては大きいですよ、53円というのは、1食が245円とすると5分の1は牛乳になっているわけで、かといって給食法では何か牛乳を飲ませるようになっていると思うので、そうせざるを得ないし、栄養面から考えても牛乳が一番いいのだということになるのですけれども、例えば献立の中で汁物があって、また牛乳があるような日があると思います。子供の話聞くと、あれ必要ないのではないかという話で、汁物として考えると牛乳要らないのだけど、例えば汁物ある日は牛乳に見合うカルシウムをとる、ちょっと栄養学的にどういうものかいいかわかりませんが、そういうものも取り入れことはできないのかということが1つあります。

子供の話聞くと、どうしても冬場は寒いから牛乳は飲みたくないといって、本当に捨てる状況になっているお話聞くと、やっぱり私たちのころはそんなもったいないことはと

でもできなかった状況なので、それをもう少し何かこう打開するような方法が、栄養学的にも何かこう崩れないような形で、ほかの媒体というのですか、チーズとか、そういうものでとれないのかなと、何か親としても思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（宮崎勝央君）

お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、汁物のときに、また牛乳という水分、必要ないのではないかと、またそのかわるものを提供するというご意見もやはりございます。しかしながら、このメニューにつきましては、こちらのほうもかなり工夫等を凝らしているところでございます。ですが、どうしても栄養価重視、それから牛乳につきましては、ほかの代替のものを考えたときに、どうしても単価が上がってしまうということがございます。それから、限られた財源の中、極力クリーム系のメニューについては牛乳ではなくジョアというのですか、そういった乳製品をつけるとか、そういったことは行っておりますけれども、これもまた経費の関係で、やはりどうしても重なってしまう献立になってしまうことも現実でございます。

やはり冬場、牛乳を残す傾向があります。これは本当に間違いなく事実でございます。こういったことにつきましてはやはり栄養教諭がいますけれども、食育の推進ということで、食育を通してそういった食の大切さ、栄養のバランスの重要性というものを児童生徒に指導していただきまして、このあたりはよく子供たちにも理解をしていただいて、残さないように取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

委員（宮田正彦君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

そういうことになってきますと、結局牛乳使うことによって単価を抑えることができ、なおかつ栄養のバランスをとった献立が作りやすいという現実があるのかなという気がするのですよ。だから、牛乳をほかのものに置きかえると単価が上がっちゃうということで、もう一つはたしか文科省に牛乳を使わない給食は完全給食とは認めない、というような何かあったのではないかな。ありませんか、そういうの。何か給食の定義の中に牛乳を使わないと何かを認めないというようなこと、たしかあったような、知りませんか。

教育部長（小林賢司君）

学校給食の定義の中に、牛乳というのがあるので。

教育長職務代理者（山城清邦君）

牛乳が入っているのが給食だ、みたいなのがあるのですよね。

教育部長（小林賢司君）

そうですね。

教育長職務代理人（山城清邦君）

それで、何か読んで「えっ」と思ったことあったのですけれども。

教育部長（小林賢司君）

そこなのですけれども、牛乳にかわる食材というのは多分あるかと思うのですが、本来、特に小学校の子供たちは、丈夫な骨をつくるには2本必要だということなので、なるべく給食で1本出して、ご家庭で1本というようなことで各家庭には説明をしているのです。今、ご家庭では、ほとんど牛乳は飲まない子がふえているという中で、給食の1本だけでは本当は足りないのですけど、それだけでもないよりはいいということを出している経緯があります。あと冷たくて飲めないという宮田委員のおっしゃることも確かにそうなのですが、そのときになるべく今2時間以内の喫食という中で、学校に牛乳が配送されて冷蔵庫に入れるのですけれども、冬場はそこから少し早目に出して、夏はぎりぎりまで入れておくとか、そういうようなことを各学校でしながら飲ませる工夫をしているようです。

教育長職務代理人（山城清邦君）

逆に今いろいろな栄養素がとりやすい時代に、1日2本飲みなさいという180掛ける2ですか、200掛ける2かな、それもどうなのかなと、個人的な感想なのですが、ちょっとおっしゃってしまいますが、どうなのでしょう。済みません、これはつぶやきです。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、これで質疑を終了いたします。

日程第2 議案第12号給食納付金の改定に係る諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第12号給食納付金の改定に係る諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第13号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いいたします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（関谷 学君）

本日は、別の資料で1綴りご用意させていただきましたので、あわせてごらんいただければと思います。では、説明いたします。

議案第13号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成28年6月30日。提出者、あきる野市教育委員会

教育長、私市豊。

提案理由でございます。施設の窓口で行っている体育施設の利用予約申請について、自宅のパソコンや携帯電話などから予約申請が可能となるあきる野市体育施設予約システムを導入し、利用者の利便性の向上及び事務手続の効率化を図る。このことに伴い、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要性が生じたので、委員会の承認を求めます。

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年あきる野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「ところにより」を「使用申請の期間内に」に、「をあきる野市教育委員会に提出し」を「又はあきる野市体育施設予約システムによりあきる野市教育委員会に申請し」に改め、同項ただし書き中、「使用申請の期日」を「使用申請の期間」に改め、同条第2項中「前項に規定する申請書の提出」を「第1項の規定による申請」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2、施設予約システムにより体育施設等の使用の申請をしようとする者は、あらかじめ利用者登録をしなければならない。

第3条中「を交付する」を「又は施設予約システムの書式による使用承認書を前条第1項の規定による申請をした者に交付する」に改め、同条ただし書き中、「これ」を「承認書の交付」に改める。

第5条中「第3条の承認書」を「承認書（施設予約システムの書式による使用承認書を含む。）」に改める。

第6条第2項中「を教育委員会に提出し」を「又は施設予約システムにより委員会に申請し」に改め、同条第3項中「承認書」の次に「又は施設予約システムの書式による減免承認書」を加える。

第9条中「第8条」を「前条」に改める。

別表第1中「使用申請の期日」を「使用申請の期間」に改める。

附則。施行期日。

1、この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

準備行為。

2、この規則による利用者登録及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができるというふうになっております。

今ご説明したとおり、体育施設の予約システムの導入に伴いまして、今までの紙ベースの申請からパソコンや携帯電話などで申請ができることとなりますので、それに伴って文言整理等を行うという条例化に伴います一部改正でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問がありましたら、お願いをいたします。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

このシステムは、既に動いているほかのシステムに加わるような格好になるのか、それとも指定管理者がありますけども、その指定管理者特有のシステムということになるのですか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

お答えします。

今回のシステムにつきましては、体育施設、今までも施設のシステムのほうはありましたけれども、今までは文化施設等も含めまして施設の空き状況を見るようなシステムが入っていました。それを今後、あしたから正式な本稼働開始ということになりますけれども、体育施設10施設に関しましては新しいシステムに入れて、今までできなかったインターネットや携帯電話、こういったものからも施設の予約ができるようになるというようなシステムを新たに導入するというものでございます。指定管理者が行うといったものではなく、市の財産となっております。

教育長職務代理者（山城清邦君）

市のシステムということですか。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

おっしゃるとおりです。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

以前、定例会のときにお聞きしていると思うのですが、予約が重なってしまった場合は抽せん機能をつけるというようなお話をお聞きしたと思うのですが、既に既得権があるような使用団体との話し合いは、もう既に行われているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

ただいま委員のご質問いただきましたのは説明会でございますけれども、今回のシステム導入に伴いまして、5月の後半から、また6月にかけて9回、体育施設のほうを利用していただいている団体、定期的に使っていただいている団体などを抽出しまして約400団体を対象に通知を出させていただき、説明会を開かせていただきました。参加の団体に関しましては、9回で230団体が参加をしていただいております。なお、その団体の中には幾つかの代表を兼務しているような方もいらっしゃいますので、400中、大体250から60団体の方にはその説明会の中でご説明ができたということでございます。

す。また、説明会のほうに参加していただけなかった団体の方につきましても、各施設の窓口にお越しいただいて、ご説明をさせていただいているほか、またホームページのほうにも利用方法、マニュアル、こういったものを掲示させていただいて、周知についてもやってきたところでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今9回説明をされたということなのですが、市民の方からの反応というのは、特になかったでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

お答えします。

市民の方の反応というところでございますけれども、幾つか今回のシステムの導入に伴っては、利用者の方から質問等、さまざまな意見もございましたけれども、やはり多かったのは、例えば高齢者の団体だったり、こういった方はパソコンが使えないとか、携帯電話が使えないとか、こういった方がいらっしゃるんで、今後そういうのがないと施設のもう予約ができないのかというようなご質問が多数あったところでございますけれども、今までどおり施設のほうに来ていただいて、紙ベースの申請も行うことができますのでというようなご説明をして、そういった方に納得していただいたというようなところがございますけれども、本稼働についてはあすから本格的な稼働になりますので、今後また幾つかそういったご意見等もいただきたいと思っておりますので、ぜひ利用者の方のご意見等伺いながら、意見に対応していきたいというふうに思います。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

教育長職務代理者（山城清邦君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

参考までにお聞かせいただきたいのですが、このシステムの運用費用というのは、どのくらいかかるものですか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

システムのほうの運用費用でございますが、使用料、平成28年度でございますけれども、年間で約200万円程度の運用費がかかります。

以上でございます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

これは何年ぐらい動くものなのですか、これで何年ぐらい動いているものなのですか。

契約が何年になっているとか、そういうことですかけれども。お願いします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（吉岡 賢君）

システムのほうの契約自体は1年ごとの更新ということになりますけれども、当然この運用をしていくのに1年ごとに新しいシステム入れるというような経費、また、1年ごとに異なる業者になるのはあまりよろしくないかと考えていますので、現在5年ぐらいは現状のシステムを使っていただいて、利用の方法なども慣れていただくように考えているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第13号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第13号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項1、あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正についてご報告させていただきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴いまして、日本図書館協会が公立図書館等を対象とした「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関す

るガイドライン」を作成いたしました。この中で、貸出期間の延長ですとか、貸し出し点数の緩和、さらに来館できない方へのサービスというような具体的な図書館での対応の方向を明らかにしました。また、著作権法の改正がございまして、視覚障害者等の資料を著作権者の許可なしに図書館で作成することができるという規定が加わっております。これらのことに伴いまして、規定の整備とその他必要な文言の整備を行うため、あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部を改正しましたので、報告をさせていただきます。

主な改正内容としましては、こちらにありますように、1番から3番までのところ、具体的には1番のところ、第2号中「の貸出し」のところ、これの裏面を見ていただいたほうがわかりやすいかと思いますが、第4条関係です。第4条、障害者サービスの内容は次のとおりとするという2号のところ。視覚障害者用録音資料、点字資料のところの下に「(以下「障害者用資料」という。)の製作及び貸出し」という、この下線部が追加された形でございます。もともと貸し出しを行ってございました。それに加えて製作を行うということで、文言が追加されたものでございます。

次に、項目2番のところ。第6条関係のところ、(1)から4までございますが、(4)のところ、1項として次の1項を加えるというのがございます。こちらの6条のところで見いただきますと、第6、障害者用資料の製作は、著作権法第37条の規定により行うものとする。この部分37条で製作のほうができるという形になっておりますので、この部分を冒頭に入れさせていただきました。

1つ飛ばしました。済みません、見出しを「障害者用資料の製作及び貸出し」に改めています。こちらももとの貸し出しだけではなく、製作が入りましたので、このようになってございます。

それから、第2項を削りまして、第1項を第2項としというくだりなのですが、本文のほうを見ていただきますと、「障害者用資料の貸出しは、点数」、ここのところを改めまして、制限しないものとし、貸出期間は3週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その点数及び期間を別に指定する。もともとは障害者用資料、カセットテープで行ってございました関係で、巻数という表記になってございました。これを今CD等に焼いてというようなことでございます。点数に改めさせていただいております。

第7条のところも同様、3番のところ、図書館資料の郵送による貸し出し、第7条関係ですが、第1項中、巻数を点数に改め、次のただし書を加えるというものでございます。第7条、アンダーラインの部分です。図書10冊に相当する点数とする。それから、最後にただし書きを加えております。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。郵送等のサービスによりまして、いろんな方にサービスを拡大することに当たり、この別に期間を定め、指定することができる規定がございませんでした。常に10冊、2カ月という規定ではなくて、弾力的に運用するということと考え合わせまして、この項目を入れさせていただいております。

なお、この障害者サービス実施要綱の改正に基づきまして、この後郵送等の貸し出しの規定を整備する予定で今準備を進めております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問がありますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ただいまの説明の中で、1回につき10点ですか、また貸出期間が1カ月、あとは館長の裁量ということで貸し出しができるということなのですが、この視聴覚障害をお持ちの方のための朗読と録音資料といいますか、あるいは点字書籍というのかな、そのような媒体は今どのぐらいの数がそろっているのでしょうか。まず、それが1点です。

それからあと、この音声資料等を販売している会社というのは、その出版元で発行しているのか、つくっているのか、それを販売する専門会社があるのかどうか、それが2点目です。

それと、きょう見学させていただいたときに、対面朗読というようなことで、盛んに資料を作成しておられたというようなことがわかりましたけども、障害をお持ちの方にとりましては大変便利だろうと思われれます。そこで年間どのぐらいの希望や需要があるものなのか、その辺を教えていただければと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

まず、その資料につきましては、視聴覚資料、こちらは視覚障害者用資料です。点字、布絵本等の視覚障害者の資料につきましては、中央図書館で点字が40点、五日市図書館で6点です。東部図書館は、布の絵本が21、中央図書館が24、五日市で21、増戸で18、五日市図書館が録音資料を385点持っております。障害者用資料につきましては、必要に応じて製作をしたりしております。

それから、先ほどの対面朗読という形で、直接対面で必要とする資料を読んで、録音媒体として提供ではなくて、読んで提供するものもございます。そのような形で、サービスのほうは対応させていただいております。また、実際に例えば埼玉福祉会ですとか、いろんなところで録音資料を作って、大型のきょう見ていただいた中で大活字本というのがありましたけども、ああいった資料で比較的視力の弱い方にも読んでいただけるような資料を製作しているところがございます。そこから購入をして、提供している図書というのもございます。

それから、点字図書館サピエというのがございまして、データで送って、配信していただけるようサービスがございます。あきる野市図書館でも加盟をしております、音声のデータをネットで取り込みまして、それを使って提供すると、また利用者が直接そこにアクセスをして提供を受けるというようなことで、実際にちょっと持っている資料は、少ないのですけれども、その他の提供方法を活用しまして、多くの方に提供はさせていただいております。

また、音訳をしたものをプレクストーク等で聞くデイジーという媒体があります。そち

らなども市内の例えば都立図書館ですとか、いろんなところをつくったものをお借りして提供するというのもできますので、そういうやりとりの中で多くの方に利用していただいているという状況です。

対面朗読につきましては、きょうたまたまちょうど実際にやっておりましたが、1週間に1度ぐらいの割合では来られて、半日ですとか、2時間ですとか、そういう形で利用されているというようなことでございます。中央図書館だけではなくて、五日市図書館、東部図書館等でもそれぞれございますので、近いところで、来られるところで来ていただく。場合によっては、駅からこちらまで、中央図書館までご案内をしながら対応させていただくというようなこともしております。ちょっと今実績数値、年間でというような形で、その数値を上げられないものですから申し訳ないのですが、そのような形でご利用いただいているということでご理解いただければと思います。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

2つお教えいただきたいのですが、今の点字と録音資料で、それぞれの館の持ち数をお話いただいたのですが、五日市の録音資料は300何点でしたっけ。

図書館長（松島 満君）

録音資料の五日市ですね、385点です。

委員（宮田正彦君）

これ実際にどういう資料なのですか。385点、どういう形というのか、テープなのか、円盤状のものなのか。

図書館長（松島 満君）

録音資料、主に今まで蓄積してきたものはカセットテープで持っております。今、例えば「郷土あれこれ」ですとか図書館でもともとカセットテープに吹き込んだ資料をデジタイ化する取り組みを障害者サービスのボランティアの方と一緒に取り組んでおります。順次、デジタイに切りかえをして、その点数も増やしていくという予定でやっております。

委員（宮田正彦君）

それと、もう一つ、第8条ですが、資料変換者ってありますね。これは初めて聞いた言葉なのですが、実際に登録ということは、あきる野図書館へ資料変換者が登録して、実際の講習を受けたりするわけですが、これ実際に動いているわけですね。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

先ほどごらんいただきました録音室で実際に対面朗読をしている方、これらの方が資料変換者で、要は文字を音に変えると、音訳ということで、図書館のほうでもボランティア養成の講座を行いまして、音訳講習を受けていただきます。その修了をされた方を登録し

ていただきまして、実際に活動していただくと。今、主に3グループですか、ボランティア団体の方に加わっていただいております、特に図書館のほうからは対面朗読の希望があったときには、その団体のほうにご連絡をします。それで、都合のつく方に来ていただいて、今日の午前中のような形で、あそこの部屋で対面朗読をすると、そういう資料、文字から音に変えるということで、この変換者という形になっております。

特に対面朗読などをしますので、プライバシーの問題等もございます。しっかり登録をして行っていくと、図書館側としても管理をさせていただいているというものでございます。

委員（宮田正彦君）

ボランティアって考えていいわけですね。

図書館長（松島 満君）

はい、ボランティアで、今は無償でやっていただいています。

委員（宮田正彦君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

私も今後の傾向等をお尋ねしたかったのですが、その今登録されている方は大体何名ぐらいいらっしゃるか、おわかりになりますか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

今、図書館のほうで登録させていただいている方は、音訳が40名、3団体、点訳が1団体で21名でございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今、音訳で40名と点訳で21名の方がボランティアとして登録していただいているということでした。資料変換者として登録するには、図書館が実施する講習を受けなければならないということですが、その講習というのは例えば年に1回毎年とか開いていて、それに募集をかけてという形で行っているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

今、音訳につきましては図書館のほうでボランティア養成講座を行っております。今、デイジー化の取り組みがちょっと追加されておりますので、音訳の講習、それからデイジー化の講習ということで、音訳については隔年になっております。その講習を受けた方にボランティアの団体に加入していただいて、それで変換作業を行います。

点訳につきましては、図書館のほうでちょっと直接対応しておりませんで、社協のほう

で対応をいただいています。それで、こちら1団体、社協のほうから連絡をいただきまして、登録をさせていただいたという形でございます。

委員（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

この資料変換者の中の音訳というのは、要するに読んで音声で変換するわけですね。これは図書館にはいろんな資料がたくさん、いろんな分野の資料がたくさんありますけども、今のところはその需要というのは僕なんか想像するのに、文学作品系が多いのかなという気がするのですが、それがどうなのかということと、これどんどん著作権法の縛りがとけたということで、幾らでも展開できるわけですね。それを今後どんどん展開していくご予定なのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

今、対面朗読の部分ではいろんな要望がございまして、もちろん小説だけではなく、いろんな数的なものについての朗読、それから、中には電化製品等を買われて、その取り扱い説明書を朗読、読んで説明書を知りたい。それから、場合によっては私信、お手紙をいただいたけれども、その内容をということで、そういうものについても朗読で対応している部分がございます。図書館の資料につきましては、先ほどもいろんなところから提供いただけるシステムがございますので、もしほかのところ音訳した資料があれば、それをお借りして提供するという形で多くのものについては対応しております。必要があれば、うちの図書館でももちろんつくる、ボランティアさんのほうの協力をいただいておりますので、そういう取り組みはいたしますが、主に先ほどお話しした地域の資料、「郷土あれこれ」ですとか何らかのものをつくって、あと今定期的にやっていたいただいているのは毎日新聞の書評ですか、ああいったものをつくっていただいて、利用者に公開して、それで図書資料の活用にもつなげていただくと、そんな取り組みを進めております。

教育長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に入ります。

私からまず報告をいたします。

お手元の6月定例会教育委員会教育長報告の中で、6月の定例議会、7日、8日、9日

で議会の一般質問がございました。8人の方から教育委員会関係のご質問を受けまして、特に次のような5つの項目の一般質問がありました。

まず、ICT活用の教育の効果、次に35人学級を採用していない学校（秋多中）のねらいは、3つ目がパラリンピックに対する理解促進をしたらどうかという質問です。4つ目が発達障害児支援についてという質問です。5つ目がスポーツ・レクリエーション大会の今後について、以上のような5つの質問が主な内容でございました。

それから、22日のマールボロウ中学生交流事業第1回研修、飯室御堂中校長先生が団長で、ことし8人の中学生、6校で8人の中学生、男性2人、女性6人の構成になっております。研修については7月の2日、7月の16日と研修を行って、7月の23日に出発の予定になっております。帰国の日は8月の3日を予定しております。

私からは以上でございます。

ほかに委員さんのほうからご報告をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

質問よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

どうぞ。

委員（丹治 充君）

マールボロウへの派遣生徒数は全員で8名ということなのですが、7月23日から8月3日までですね。今回は学校への体験授業等の訪問ができないということだそうですので、具体的にはどんなような行程内容になっているのか、今わかっている範囲内で結構ですから教えてください。

教育長（私市 豊君）

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（細谷英広君）

では、お答えします。

まず、現在、予定されているのは、まず着いた時点ではボストン科学博物館に行きまして、そこでホストチューデントの対面をすると、その後7月23日から8月1日までは、じゃ予定しているプログラムとしては歓迎式典、それから市議会見学、それから市内見学、ピザパーティーなどを予定しているんですけども、ホストファミリーの家庭のと調整を現在しているところで、実際のホームステイ中のどこに、どのように回るかというところは調整中でございます。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

ということは、学校に今まで行っていた時間帯というのかな、それは各家庭のホームステイ先の予定で、ステイ先の都合次第ということですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（細谷英広君）

申しわけございません、今ちょっと説明が不足で、向こうで2日に1回ぐらいは必ず全

員が集まって、どこかを見に行こうということで、その間、間はそのご家庭にお任せをするという形で予定しております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

それで、実は前にちょっと希望を述べさせていただき、ぜひ検討していただきたいとお話を申し上げたことあったと思いますが、例のボストン博物館の見学あたりは、生徒の学習資料として、子供たちが帰国してきてから、各教科でも活用ができ、あるいは学習できるよう内容の展示品も多いと思います。ボストン美術館を見学する予定はありませんか。

教育長（私市 豊君）

はい。

生涯学習スポーツ課長（細谷英広君）

今、向こうのほうに、そのボストン美術館を初め、うちのほうで希望を投げております。ただ、それはまだ日程の中に落としていないという形でございますので、まず筆頭でこれはお話がございましたので、ボストン美術館は筆頭に希望として挙げさせていただいております。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

職務代理者、何かありますか。お願いします。

教育長職務代理者（山城清邦君）

5月、6月あつという間に過ぎてしまっていて、先ほど皆さんもお話されていましたが、学校訪問が始まりまして、いろいろ資料などもご用意いただいて伺っております。1つ、前々から疑問に思っていることが学校の体制でありまして、それは副校長先生が大変お忙しいという話、それから学校の先生方もかなり事務的なお仕事がお忙しい、カリキュラムの作成とか、そういう授業の下準備以外のことが大変お忙しいということで、新聞など読みますと、いろいろ文科省も考えて対策をとっているようですけども、例えば、各学校の事務部門は都事務と市事務2人体制になっていますね。これは学校の大小にかかわらず、一人一人だと思っておりますけども、この市事務の方は正職ではなくて非常勤ですね。都事務の方は正職ですね。身分も東京都との多分行政職の給与だと思っておりますけども、その都事務と市事務の方々の仕事の割合というか内容というか、すみ分けというか、それをどういうふうに基本的にはなっているのでしょうか。学校へ行くたびに前からずっと疑問には思っていたんですけども、最近これをお聞きしてみようと思うようになりました。

学校事務というのが当然学校の管理業務に付随する事務が大変多いかと思えます。人事面、予算面、それから建物の管理、営繕、いろんな結構広い分野があると思うのですが、その辺のすみ分けはどのようになっているのでしょうか。それが例えば校長先生の指揮命令下に結局答えがあると思うんですけども、その校長先生がどの辺までそれを関与できる

ことなのかどうか、その辺をちょっと今ごろの質問かもしれませんが、お聞かせいただければと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

お答えいたします。

基本的には都の事業、いわゆる教員関係、出張、年休、そういった関係のところ、そういった都に関することについては都事務、市については市のいわゆる予算関係で、学校設置者は本市になりますので、そこに関することについては市ということで分けてはございます。例えばその中で、また学校内で事務的に細かい業務がありますので、そこについては事務の中では割り振りはされているところで、学校で違うところがあります。

教育長（私市 豊君）

はい。

教育長職務代理人（山城清邦君）

というのは、お仕事を外から見ての考えなのですが、例えばパートさんを入れても、例えば東中あたりで教職員は50人いくかいかないかの組織だと思うのですね。そうすると、ひと月に動く教員関係の例えば給与面、人事管理面、それから市負担金、いろんな事務があると思うのですけれども、パソコン使ってそれほどの量になるのかなというふうな気がしてしまうのですけれども。結局言いたいことは例えば校長先生のお仕事が忙しいというときに、どの辺まで例えば都事務の方が関与していらっしゃるのか、あるいは応援していらっしゃるのか、その辺の関与の仕方というのは各校長先生のお考え次第で揺れてしまうものなのか、その実態がちょっとよくわからないので、お聞きしているところです。というのは、趣旨は副校長先生なり校長先生なりの応援団として、どのくらい関与していらっしゃるのかなというところを知りたいということです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健）

業務の割り振りについて、例えばやはり指導という子供にかかわる直接のところについては教員がかかわっております。ただ、やはり教員が子供にかかわっている間の保護者の連絡がかかってきた場合だとか、そういったところについて、ここでは対応するまでの間の連絡を取り次いだり、それから業者とのやりとり、そういったものについては全て事務が担当しておりますし、地域との担当についても最終的な業務は校長がやりますが、その前の対応については事務がやっております。かなり事務的な内容については非常に多いというふうに判断しております。

委員（丹治 充君）

ちょっといいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

補足ということで、具体的にはいわゆる仕事上のすみ分けは、指導担当課長からお答えのあったとおりで、ただ事務室についてのいわゆる指導監督権というのかな、場合によっては課長待遇の事務職もいますから、そういった意味では市事務については、やはりこの仕事をやってくださいというような指示はしますね。ですから、市の予算関係については対応をしていきます。でないと、学校全体の予算の配分があって、さらに備品だとか消耗だとか、その管理をやったり備品台帳の作成等は当然ありますから、それは都事務のほうで責任をもってやっぱり学校運営の一員として、これはお願いしますということで、ですから、学校によっては管理運営規則をつくって、事務職のほうも同じように教員の一部分掌と事務職員の分掌というような形での指導は入れています。ですから、例えば電話によっても事務室のほうからとる電話と、逆に職員室で鳴っていて職員が電話をとる場合と、これ学校によっても、場合によっていろいろあると思いますが、大半の今学校では事務のほうでとってくれますね。

以前は、生徒の、あるいは児童に関することだから、それは職員室のほうでとってくださいというような、事務員の方がいらっしゃったわけですから、校長さんの指示は事務職の方に生かされているんじゃないかなと思います。

教育長職務代理者（山城清邦君）

活用はもちろんやってしまうのでしょうか、校長先生のお考えでかなり。

委員（丹治 充君）

そうですね。ただ、市事務のいわゆる職務については、市から最後の段階で指名してありますよね、指導を入れることになっていますから。

教育長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかに報告等はよろしいでしょうか。

委員（宮田正彦君）

1点いいですか。

教育長（私市 豊君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

私、教育委員として行ったわけじゃないのですが、6月の18日、文化財講座というのが中央公民館でありまして、内容は例の二宮の絵馬と、もう一つのお寺の絵馬の題材だったのですが、大変内容がよくて、参加者もちょっと私より上ぐらいの世代が多かったですけども、40名程度の参加者があって、大変いい講座でした。ただ思うのは、講座開くのが、そのときにできればその館でやっていただくと、何かもう少し盛り上がるものがあるかなと感じました。今回、別の機会に設けてこの講座が開かれたので、できれば博物館で展示にされるタイミングで、そんな形でやっていただくと、実際の資料見ながらの講演というと、ちょっともう少し違うかなという気がいたしました。紙資料のデータだけで示されると、やはり違うので、その辺を少々工夫していただくとありがたいなと思いました。

感想ですけども、以上です。

教育長職務代理人（山城清邦君）

もう一点よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

山城職務代理人。

教育長職務代理人（山城清邦君）

6月23日に初めて私寿大学を受講いたしまして、きららホールだったのですけども、結構、講義のテーマがこういうテーマだったものですから、どうなのかなと思ったのですけども、ほぼ満席でした。なおかつ私感心したのは私語とか、それから講師に対する失礼な所作といましようか、全くなくて、本当に皆さんきちんと受講されていたなということで大変大人数の講座にもかかわらず、とても感心して帰ってまいりました。どうもありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

ほかにないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてお願いをいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

7月5日火曜日でございます。いじめをなくそう子ども会議を午後2時45分から市役所5階503、504会議室で開催いたします。

7月12日火曜日でございますけれども、御堂中学校の学校訪問の日となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしく願いいたします。

翌日7月13日水曜日でございますが、この日は増戸小学校の学校訪問の日となります。同じく市役所を午前9時に出発いたしますので、よろしく願いいたします。

7月21日木曜日でございます。東京都市教育長会研修会が午後2時30分から東京自治会館で開催されます。今年度は、千葉商科大学国際教養学部長の宮崎緑氏を講師に迎えまして、「地球市民」をテーマに講演をいただく予定でございます。出発時間等、詳細につきましては、また後日ご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

7月23日土曜日でございます。平成28年度中学生海外派遣事業の壮行会が午前11時30分から市役所1階コミュニティーホールで開催されます。本日こちらのご案内通知のほうをお渡しさせていただいておりますので、ご確認のほうをよろしく願いいたします。

最後に、次回7月の定例会でございますが、7月28日木曜日午後2時から505会議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

最後に何か特にございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

ないようですので、以上をもちましてあきる野市教育委員会 6 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 3 時 3 5 分